

京都府後期高齢者医療広域連合公告第12号

京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改及びシステム運用計画等の作成業務に係る企画提案募集要領

委託業務受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり提案を募集します。

令和5年10月10日

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

1 委託業務の概要

(1) 業務名

京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改及びシステム運用計画等の作成業務

(2) 目的

後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、「標準システム」という。）は、事務の効率化・簡素化・共有化を円滑に行うため、全国の後期高齢者医療広域連合が使用するシステムを国民健康保険中央会が開発し、仕様を公開している。機器更改により、クラウド対応やCOBOL言語の他言語変換等を伴う標準システムになるため、京都府後期高齢者医療広域連合としての運用や独自カスタマイズも、次期システムに対応したものとする必要がある。

(3) 業務内容

- ア 作業スケジュールの作成
- イ 設計
- ウ ハードウェア等の調達仕様書の作成
- エ 環境構築及び設定
- オ 新標準システムのセットアップ
- カ カスタマイズのクラウド対応開発
- キ データ移行
- ク 総合テスト

ケ 新標準システムの運用計画等の作成

なお、詳細は京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

また、カスタマイズのクラウド対応開発については別途提供する要件定義書による。

(4) 契約期間

契約日から令和7年3月24日まで

（システム機器更改後、別途新標準システムの運用保守業務を委託予定。

詳細については本要領11(5)特約事項を参照のこと。）

(5) 委託上限額

710,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）想定している費用内訳

項 目	金額（単位：千円）
機器更改に伴う設定作業	328,000
京都府独自カスタマイズシステム構築（クラウド対応）作業	382,000
合 計	710,000

2 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 競争入札参加者の資格を有すること。

ア 仕様書及び要件定義書のとおりその調達が可能であること。

イ 成年被後見人、被保佐人等及び破産者でないこと。

ウ 当該営業に関し、許可・認可等を要する場合にはこれを得ていること。

エ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

オ 京都府内の市町村税の滞納がないこと。

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 参加表明書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載していないこと。

ク 京都府内の市町村において、入札参加停止処分中の者でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 過去10年以内に後期高齢者医療広域連合（京都府以外も含む）の標準システムの機器更改等業務や、後期高齢者医療広域連合の標準システムの運用保守業務の受託実績を有していること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証又は一般社団法人日本プライバシー認証機構によるTRUSTeの認証のいずれか（以下「プライバシーマークの認定等」という。）を受けていること。

3 スケジュール（予定）

実施内容	スケジュール
募集要領等の配布開始	令和5年10月10日（火）
募集要領・仕様書等に関する質問の提出期限	令和5年10月24日（火）
募集要領・仕様書等に関する質問に対する回答	令和5年10月31日（火）
参加表明書等の提出期限	令和5年11月7日（火）
企画提案書・見積書等提出期限／辞退届等提出期限	令和5年11月21日（火）
プレゼンテーション日時通知	令和5年11月中旬頃
プレゼンテーション実施	令和5年11月下旬頃
審査結果通知	令和5年12月上旬頃
契約締結	契約前交渉実施後

4 参加表明にかかる必要書類

本プロポーザルへ参加を希望する者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式等は、下記(3)に掲げる場所で配布するほか、京都府後期高齢者医療広域連合ホームページ上でダウンロードすることにより入手することもできる。

ア 参加表明書（様式1）

なお、契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を形成して参加する場合は、各業者の役割分担がわかる資料（様式は任意とする。）を添付すること。

イ 使用印鑑届（様式2）

ウ 委任状（様式3） ※必要に応じて

エ 納税証明書（写可）（市町村税、消費税及び地方消費税）

※本店・支店・営業所等が所在する市町村の納税証明書

オ 登記事項証明書（写可）

（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）〔法人のみ〕

カ 財務諸表（決算が確定している直近の貸借対照表及び損益計算書）

個人の場合は、所得税確定申告書の写しとともに、青色申告の方は「所得税青色申告決算書」（写し）を、白色申告の方は「収支内訳書」（写し）を提出すること。

キ 実績調書（様式4）

ク 企業の概要が分かるもの（既存の企業パンフレット等）

なお、コンソーシアムを形成して参加する場合は、全ての事業者分を提出すること。

ケ プライバシーマークの認定等を受けていることを確認できる書類の写し

コ コンソーシアムを形成して参加する場合は、共同企業体届出書兼委任状（様式5）及び共同企業体協定書（様式は任意とする。）を提出。

サ この他、必要に応じて添付書類の提出を求める場合がある。

※ただし、資格申請時に京都府入札参加資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格審査結果通知書の写し等があれば、エ〜カを省略することができる。

(2) 提出期限

令和5年11月7日(火)午後5時(必着)

(3) 提出及び問い合わせ先

〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合総務課

電話 075-344-1202 FAX 075-344-1251

HP アドレス <http://www.kouiki-kyoto.jp/>

(4) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間)又は郵送(期限内必着で書留郵便に限る。)

(5) その他

参加表明書を提出した者がプロポーザルに応募しないことを決定した時は、当広域連合に対し、文書により速やかに申し出ること。

5 質疑・回答

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年10月24日(火)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

様式は自由とするが、質問事項を記載した文書を持参又はFAXにより、本要領4(3)まで提出すること。

コンソーシアムの場合は、代表幹事事業者からのみ質問を受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は一切受け付けない。

(3) 回答予定日

令和5年10月31日(火)

(4) 回答方法

質問への回答は当広域連合のホームページに掲載し、個別には回答しない。

6 企画提案書等の提出

参加者は下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式は任意とするが、別紙「企画提案書評価票」に記載されている、項目、記載内容を網羅すること。)

イ 見積書（様式は任意とする。）

※機器更改業務、令和7年度からの運用保守業務それぞれ提出すること。

(2) 提出部数

ア 企画提案書については紙10部。見積書については紙1部。

イ 企画提案書については電子ファイルを収録したCD1部もあわせて提出。

(3) 提出期限

令和5年11月21日(火)午後5時（必着）

(4) 提出場所

本要領4(3)に同じ。

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）又は郵送（期限内必着で書留郵便に限る。）

(6) その他

ア 企画提案書の作成上の留意事項

(ア) 使用する言語は、日本語で表記すること。

(イ) 記述はすべて横書きとする。

(ウ) 提出書類はファイル等に綴じ、事業者名を表紙に記載すること。

(エ) 電子ファイルの形式は、xls、doc、ppt、pdfのいずれかとする。

(オ) 仕様書等に基づき、企画提案書評価票の記載項目を全て記載すること。

(カ) 記載した内容は、提示された見積額で実現できるものとする。

イ 見積書の作成上の留意事項

(ア) 機器更改業務について可能な限り詳細に記載し、技術者単価及び工数は必ず記載すること。特に1(5)（参考）に記載してるとおり、「機器更改に伴う設定作業」と、「京都府独自カスタマイズシステム構築(クラウド対応)作業」に係る経費とを分けて記載すること。

(イ) 令和7年度から令和11年度までの5ヵ年分の運用保守業務を想定した見積書もあわせて提出すること。

(ウ) 見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が、機器更改業務及びシステム運用計画等の作成業務については本要領1(5)に記載する委託上限額を超えてはならない。

(エ) 見積書には、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載したうえ、使用印鑑（入札、見積り、契約の締結、請求及び受領に関する書類に使用する印鑑として当広域連合に届け出たもの。）を押印すること。

(オ) 使用する通貨は、日本国通貨に限る。

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 提出された企画提案書等の内容について、参加者がプレゼンテーションを実施する機会を設ける。プレゼンテーションの日時及び会場等は、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションの時間は、説明40分とし、質疑応答20分程度を予定している。
- (3) 説明は、企画提案書に記載した内容を基に行うこと。
- (4) プレゼンテーションの実施にあたり、パソコン等は参加者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは当広域連合が用意する。)

8 審査基準

(1) 提案仕様の評価

- ア 企画提案書に基づき提案仕様の内容を評価し、「仕様評価点」を与える。
- イ 「仕様評価点」は800点満点とする。
- ウ 仕様評価は、企画提案書に記載されている次の各区分の評価点の合計点で行う。
 - (ア) システム全体概要 (配点55点)
 - (イ) 移行作業 (配点240点)
 - (ウ) 運用、保守 (配点245点)
 - (エ) カスタマイズ (配点260点)
- エ 各評価項目の評価は次のとおり行う。
 - (ア) 企画提案書に記載すべき事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合には評価点を0点とする。
 - (イ) 企画提案書に記載すべき事項が漏れなく記載されており、かつ、提案内容が仕様書の要件を満たしている場合には、評価点を配点の50%とする。
 - (ウ) 仕様書以上の優れた提案内容であれば、評価点を配点の51%以上75%以下の評価点とする。
 - (エ) 仕様書以上の非常に優れた提案内容であれば、評価点を配点の76%以上100%以下とする。

(2) 提案価格の評価

- ア 本件業務に対する提案価格を評価し「価格評価点」を与える。
- イ 「価格評価点」は100点満点とし、評価の基準は、企画提案書評価票のとおりとする。

(3) 受託候補者の決定方法

「仕様評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 有効数字

算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

ア 上記の方法により、受託候補者が決定しないときは、「運用・保守」の点数が高い者を受託候補者と決定する。

イ なおも受託候補者が決定しないときは、当該提案者にくじを引かせ、受託候補者を決定する。

(6) 参加者が1者のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から参加があった場合と同様に審査を行う。

9 審査結果

- (1) 審査は提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容、見積書を総合的に判断し、評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。
- (2) 審査結果通知は全ての参加者に対して、文書で通知する。
また、当広域連合のホームページにも掲載する。

10 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

11 契約手続

- (1) 契約は受託候補者と当広域連合との間で、提案書等に記載された項目に基づき委託内容、経費等について協議を行い締結することとする。
- (2) 次の事項に該当する場合は、次点者と協議を行う。
 - ア (1)の協議が整わない場合
 - イ 受託候補者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
 - ウ 受託候補者が事故等の特別な事由により契約の締結が不可能となった場合
- (3) 契約代金の支払いについては、令和5年度中に納品があった範囲において部分払いとし、残額を令和6年度に支払う。納品時期については仕様書に定める。
- (4) 契約書作成に要する費用、企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこと。
- (5) 特約事項

本プロポーザルに参加する者は、システム機器更改後の新標準システムの運用保守を請け負える体制があるものとし、本要領6(1)及び(6)イ(イ)に基づき令和7年度からの新標準システムの運用保守業務を想定した見積書を提出すること。

なお、本プロポーザルにおける契約は、「京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改及びシステム運用計画等の作成業務」に係るものであり、令和7年度からの新標準システム運用保守に係る契約を保証するものではない。

令和7年度以降、当広域連合において新標準システム運用保守に係る予算措置がされた場合、本運用保守契約については改めて見積書の提出を依頼する予定であるが、本プロポーザルの企画提案書類として提出された見積書の金額を評価の対象としていることを考

慮すること。

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、受託候補者の決定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (7) 提出された企画提案書等の書類は公表しない。ただし、京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき情報公開の請求があった場合に情報公開の対象となることがある。
- (8) 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により当広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない。